

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年6月11日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

北海道の歴史文化発信事業実施業務

(2) 業務の目的

北海道150年事業の基本理念である「歴史や先人の偉業を振り返り感謝し、次の50年に向けた北海道づくりに継承」に資するため、本道の自然とともに育まれ、受け継がれてきたアイヌ文化をはじめ、移住された方々の努力や外国の先進技術の導入による発展の歴史など、本道独特の歴史や文化について、それぞれの時代や地域と深く結びついた「先人」に着目して発信することで、北海道に関心を持つ方々の新たな知的好奇心を刺激しながら、先人ゆかりの地への周遊意欲を喚起し、地域の新たな魅力の発見・発信を促すことにより、次代に引き継ぐべき本道の歴史・文化継承の中心となるコアな北海道のファンづくりを図る。

(3) 業務の内容

ア 北海道の歴史文化の情報発信

(ア) ウェブサイトの構築

北海道の先人について、功績や関連施設（記念館、博物館、アイヌ文化等の発信施設等）、ゆかりの地などの情報を道のウェブサイトで発信するため、データ（html形式）を作成し、道のウェブサーバへ掲載すること。

また、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末等でも閲覧可能なものとする。

なお、データの作成に当たっては、次の規格等に準拠したページを作成すること。

a 規格

- (a) W3C (World Wide Web Consortium) 規格
- (b) ウェブコンテンツJIS (JIS X 8341-3:2016)

b 制限等

- (a) 掲載する情報は、委託期間終了後も、職員によって更新が容易にできる内容とすること。
- (b) データベースを利用したページは作成できないこと。
- (c) 動画や音声は掲載できないこと。

c ページデザインの調和

各ページのデザインや基本操作の共通化を図るため、システム側で用意したヘッダ・フッタを付加することから、作成においてはデザインの調和を図ること。

(イ) 各種メディア等を活用した情報発信

広く道内外の方々に、本道の歴史・文化に対する関心を喚起するため、道内外のメディア等へのパブリシティ活動、タイアップによる記事広告の掲載や北海道150年事業パートナー企業等と連携したPRの実施など、各種メディア等を効果的に活用した情報発信を行うこと。

イ 道内周遊を促進するインセンティブ企画の実施

(ア) 先人カード（仮称）の作成・配布

ダムカードをはじめ、新たな情報発信手法として注目されている「公共配布カード」として、北海道の先人に着目した先人カード（仮称）を作成し、先人ゆかりの施設などに配

布すること。

なお、業務には、カードの各施設への発送を含むものとする。

a カードの内容

対象となる先人、施設及び具体的なカードへの記載内容は、別紙先人リストをベースとして、さらなる掘り起こしも含め、道と協議の上、決定すること。

b カードの仕様等

(a) サイズ 縦88mm、横63mm、R=2.5mm

(b) 材質 コート220kg（約0.32mm厚）、両面PP

(c) 字体 提案すること。

(d) デザイン 先人の写真及び功績を必ず含むものとし、収集意欲を喚起するデザインを提案すること。

(イ) 先人カード（仮称）のPR等

a チラシ・ポスターの作成・配布

先人カードに関するチラシ、ポスター等を作成する。規格、発行枚数は業務の性質を踏まえて道に提案すること。

なお、業務には、チラシ・ポスターの各施設への発送を含むものとする。

b 周遊キャンペーンの企画・運営

カードの収集意欲を喚起し、地域や施設の周遊を促進するキャンペーンを企画し、運営すること。

また、キャンペーンとして、記念品等の進呈を企画する場合は、アイヌをテーマとしたカードの収集者にムックリやアイヌ文様の刺繍を進呈するなど、収集テーマと関連付けた品物を進呈することにより、周遊意欲を喚起する内容とすること。

なお、業務には、応募受付、抽選及び記念品の発送を含むものとする。

ウ 報告書の作成

(ア) アからイの実施結果等を取りまとめた報告書を作成する。

(イ) 報告書は紙媒体（A4版）5部とし、作成した先人カード（仮称）、チラシ、ポスター、ウェブサイト用データ、報告書の電子データを含む電子媒体（DVD-R）1部を作成する。

※本委託業務における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属する。

(4) 契約予定期間

契約締結の日から令和2年3月25日（水）までとする。

この公募型プロポーザルは、令和元年度（2019年度）補正予算（第1号）が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもって、はじめて有効に契約しうるものとなる。成立しなかった場合には、この手続の変更（中止を含む。）を行うことがある。

なお、この場合、企画提案者の損害は補償しない。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第

- 461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
(ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
- ア 提出期限 令和元年(2019年)6月25日(火)15:00(必着)
- イ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。
- ウ 提出場所 北海道総合政策部総務課(担当:高田、奥野)
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111 (内線23-131)
011-204-5124 (ダイヤルイン)
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
令和元年(2019年)6月11日(火)から6月24日(月)まで
- (2) 交付場所
前記3の(1)のウに同じ。
ただし、交付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。
なお、北海道のホームページ(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sum/rekibun_proposal.htm)からもダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。
- (2) 前記(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。
- ア 提出期限 令和元年(2019年)7月10日(水)15:00(必着)
- イ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。
- ウ 提出場所 前記3の(1)のウに同じ

6 提出の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、企画提案の審査基準に従った配点の上、審査を行い、1者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる上位10者のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続き

選定された企画提案書を作成した者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。

ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。